資料1

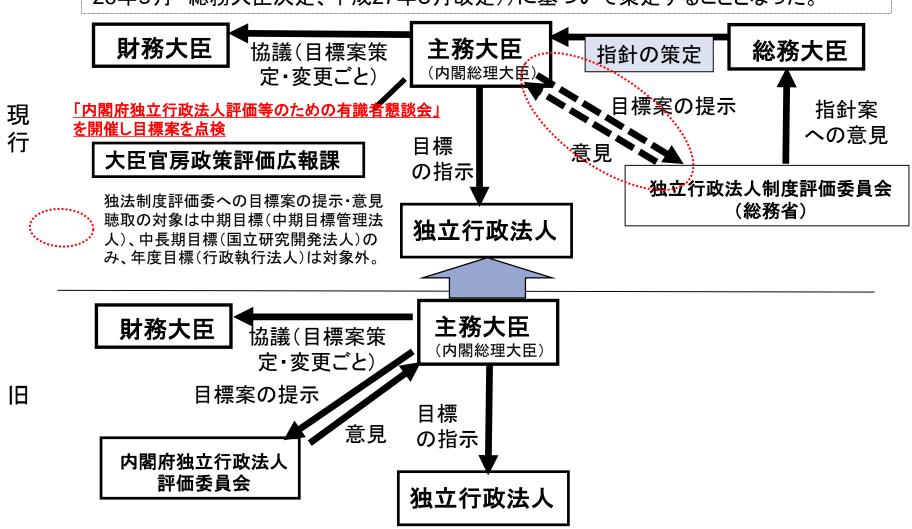
独立行政法人通則法改正後の目標策定等について

平成28年1月29日 大臣官房政策評価広報課

1. 目標策定等における法人と主務大臣・総務大臣等との関係

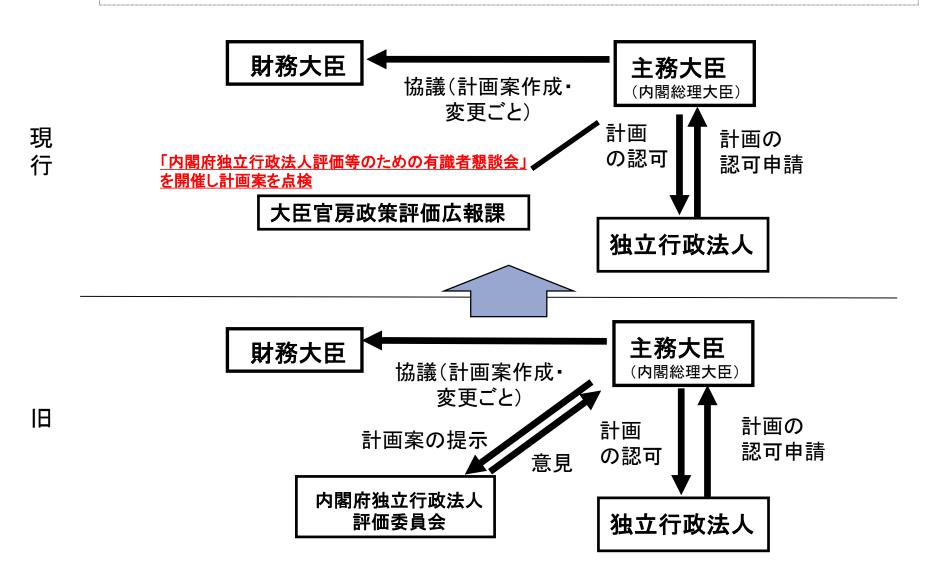
(1)目標策定における法人と主務大臣・総務大臣等との関係

現行独立行政法人通則法(平成27年4月施行)により、主務大臣が定める独立行政法人の目標は、総務大臣が定める指針(「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月 総務大臣決定、平成27年5月改定))に基づいて策定することとなった。



(2)計画策定における法人と主務大臣等との関係

・独立行政法人が作成する計画(中(長)期計画、事業計画)は、現行独立行政法人通則 法においても、旧制度下と同様に主務大臣の認可対象。



2. 目標の基本的考え方

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月総務大臣決定、平成27年 5月改定)における基本的考え方

(1)法律、閣議決定等の反映

- ・法律、閣議決定及びその他の政府方針の反映。
- 国会審議、会計検査等における指摘事項の反映。

(2)政策体系の中での位置付けの明確化

(3)PDCAサイクルの機能発揮(業務実績評価、政策評価結果などの反映)

(4)目標策定の観点

・法人個々に対する社会的要請を踏まえ、定める目標が必要性や妥当性を有し、 効果的かつ効率的な業務運営に資するものであるか。

(5)目標策定の目的・効果

- ・目標は、法人の業務運営の方向性を決定し、業務実績の評価基準となる。
- ・法人の長の下で、自主的・戦略的な運営、ガバナンスを実現し、政策実施機能を最大化。
- 目標の具体性、客観性、的確性、明確性及び統一性を確保。
- ・法人の業務の特性や類型を踏まえた目標の策定。

(6)目標策定・変更に際しての主務大臣と法人の意思疎通

3. 目標の記載事項等

- (1)目標の記載事項(通則法第35条の9第2項(行政執行法人))
 - ①「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」(第1号)
 - ⇒ それぞれ適正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりごとに目標を策定。 例) 個別法に規定する業務の単位、主要な事業ごとの単位、施設単位、事業部単位
 - ②「業務運営の効率化に関する事項」(第2号)
 - ③「財務内容の改善に関する事項」(第3号)
 - ④「その他業務運営に関する重要事項」(第4号)
 - ⇒②~④は、①に準じつつ、法人の特性及び事項の内容に応じて設定。

(2)目標の立て方

- ①達成すべき目標を具体的に記載
 - 「どのような目的及び必要性の下、何に基づき」
 - 「いつまでに」
 - 「何について、どのような水準を実現するのか」
 - i 具体的、客観的、的確かつ明確であること
 - ii 測定可能であること等
 - iii 正確性及び確実性を過度に考慮した安易な水準としないこと等

②重要度、優先度及び難易度

各目標項目について、重要度、優先度及び難易度が高い旨並びに高いとした理由を明記。

③ ①、②に従うとともに、総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」 に十分配慮して目標を定め、記載例を参照。

【目標の記載例】

- 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (1)〇〇の提供等について

○○(注: 閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等)を図るため、本法人の××の役割に鑑み(注: 法人の役割、能力、規模等)、○○(取組A)、○○(取組B)、○○(取組C)を行う。

〇〇(取組A)について

○○等に配慮しつつ、○○美術館の展覧会を○回開催することにより、○○や○○の鑑賞機会をより多くの国民に提供する。(前中期目標期間実績:○回)

【指標】

- 入館者数 前期の各年度の平均入館者数〇人以上(前期の各年度の平均入館者:〇人)
- 学校との連携数 〇回(前中期目標期間実績:〇回)
- 認知度 〇年までに〇〇の認知度〇%以上(前中期目標期間実績:〇%)
- ・ 利用者の満足度 利用者アンケートにおける〇〇の回答〇%以上(前中期目標期間実績〇%)

【重要度:高】

我が国における〇〇という文化資源の振興・普及を促進し、将来へ〇〇するという政府方針に向け、本法人における〇〇の提供は過去〇年間〇〇の知見を生かして〇〇を行ってきたなど主要な役割を果たしてきたものであるため。

※例は、総務省局長通達「目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について」 (平成26年9月2日付総管査第254号)の別紙より抜粋(「(3)文化振興・普及業務」部分)